

目 次

令和3年5月臨時会

NO	議案番号	件 名
1	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて
3	議案第35号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町町税条例の一部を改正する条例のとおり

令和 3 年 5 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、箱根町町税条例の一部を改正したので、ここに報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、
地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 34 項中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に、「第 28 条の 4」を「第 28 条第 1 項」に改める。

附則第 36 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「という」を「をいう」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の箱根町町税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 2 号） について

別紙、令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 2 号）のとおり

令和 3 年 5 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

入院等高額に該当する件数が多く、既定予算を補正する必要が生じたため、令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 22 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 2 号）

令和 2 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

第1表 歳出予算補正

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		925,180	0	925,180
	05 療養諸費	811,714	△6,807	804,907
	10 高額療養費	107,774	6,807	114,581
歳 出 合 計		1,395,000	0	1,395,000

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	925,180	0	925,180	0	0	0	0
歳出合計	1,395,000	0	1,395,000	0	0	0	0

2 歳出

(款) 10 保険給付費

(項) 05 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 一般被保険者 療養給付費	803,465	△6,807	796,658	0	0	0	△6,807
計	811,714	△6,807	804,907	0	0	0	△6,807

(款) 10 保険給付費

(項) 10 高額療養費

05 一般被保険者 高額療養費	107,694	6,807	114,501	0	0	0	6,807
計	107,774	6,807	114,581	0	0	0	6,807

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び 交付金	△6,807	01-05-01 一般被保険者療養給付費更正減…………… (負担金補助及び交付金) 18-02 一般医療給付費更正減	△6,807 △6,807

18 負担金補助及び 交付金	6,807	01-05-01 一般被保険者高額療養費追加…………… (負担金補助及び交付金) 18-02 高額療養費追加	6,807 6,807
-------------------	-------	--	--------------------

議案第 35 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 5 月 25 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症による社会情勢を鑑み、町長等が自ら身を削る取り組みが必要との判断により給与の削減措置を講ずることとしたため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

- 18 令和 3 年 6 月の期末手当の額は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、町長にあってはその 100 分の 30 に相当する額を、副町長及び教育長にあってはその 100 分の 20 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

